

熊本中央青色申告会では、  
嘱託税理士・会員税理士 南九州税理士会派遣税理士の先生方にご支援をいただいております。

## 令和5年分の決算申告個別相談会《完全予約制》

手書き記帳、会計ソフトをご利用の皆様  
すべて、事前予約制の個別相談会となります。  
必ず事前予約のうえ、お越しください。  
(※日程については、1面または3面をご覧ください。)

ご予約は ☎096-381-3135 まで

※日程の変更やキャンセルについては、前日までに必ずご連絡ください

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 9:00~ 9:45  | ⑤ 13:00~13:45 |
| ② 9:45~10:30  | ⑥ 13:45~14:30 |
| ③ 10:30~11:15 | ⑦ 14:30~15:15 |
| ④ 11:15~12:00 | ⑧ 15:15~16:00 |
|               | ⑨ 16:00~16:45 |

## 決算確定申告に必要な書類等はこちら！

必ず ご持参いただく書類関係等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上、仕入、経費等の集計はできていますか ※給付金はありますか？ ※消費税の申告がある方は消費税率ごとの区分記帳が必要です。</li> <li>・令和3・4年分の決算書・確定申告書の控え（過去2年分）</li> <li>・印鑑（振替納税等の手続きをされる方は、銀行届出印）</li> <li>・税務署からの「確定申告のお知らせ」(ハガキまたは封書)</li> <li>・事業主、専従者と扶養親族のマイナンバー がわかるもの</li> <li>・筆記用具、電卓</li> <li>・申請・届出関係綴（青色のファイル）</li> </ul>
該当するものがあれば 必ず ご持参ください
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税の申告自己管理票 (消費税の申告がある方、インボイスの登録申請をされた方)</li> <li>・「適格請求書発行事業者の登録通知書」 (インボイスの登録申請をされた方)</li> <li>・減価償却の対象となる資産の購入・変更のある方は、明細書・領収書</li> <li>・国民健康保険料（介護保険料）の 令和5年1月～12月までに支払った金額のわかるもの</li> <li>・国民年金の控除証明書 ※添付が義務付けられています</li> <li>・国民年金基金の控除証明書（該当の方）※添付が義務付けられています</li> <li>・生命保険料の控除証明書（一般用・介護医療用・個人年金用）</li> <li>・地震保険料の控除証明書</li> <li>・小規模企業共済の掛金払込証明書（ハガキ等） ※増額前納の場合は手続き時の領収書をご持参ください</li> <li>・給与収入があった方、年金受給者の方は「令和5年分 源泉徴収票」</li> <li>・医療費のある方は、1月～12月に支払った医療費の集計 〔「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書もご持参ください〕</li> </ul>

### お知らせハガキ見本



予定納税や消費税の中間納付額等  
を確認しますので必ずご持参下さい。  
(利用者識別番号・振替納税金融機関等も確認します)

### 1月に発送しました！

「令和4年分の決算・確定申告書」を  
青色申告会からe-Taxで提出された  
方には、黄色の封筒に入れて  
決算確定申告関係書類を送付  
しました。

※封筒の中の該当する用紙を  
ご利用ください。  
決算書には下書きをしてから  
ご来所ください。

(ブルーリターンAご利用の方はソフトで決算書が  
作成できますのでそちらをご利用ください。)

※税務署から届いた書類等も  
すべてご持参ください。

お急ぎください！「決算申告」の電話予約受付中です！  
予約状況により、ご希望の日程に添えないことがございますので、お早めにご予約お申込ください。

## 3月 消費税申告相談日

要予約 相談予約時間帯は、  
2面に記載のA～Iとなります。

月	火	水	木	金
18	19	20	21	22
25	26	27	28	29

消費税申告期限→4月1日(月)まで

★3/1～15の期間中は、所得税の決算申告相談のみ  
とさせていただきますので予めご了承ください。

## 消費税の申告に必要な書類等

- 令和5年分所得税決算申告書（控）
- 令和3年と令和4年分所得税決算申告書（控）
- 令和3年と令和4年分消費税申告書（控）
- 税務署からの「確定申告のお知らせ」（ハガキ等）
- 事業主の個人番号（マイナンバー）のわかるもの
- 手書き記帳の方は、税区分ごとの区分集計表  
(黄色の封筒に同封しております。)
- 「ブルーリターンA」をご利用の方は、  
ノートパソコンまたは、USBメモリー
- ← □ インボイスの登録をされた方は、登録日確認のため  
「適格請求書発行事業者の登録通知書」
- 申請・届出関係綴（青色のファイル）

## 消費税申告前に 確認してください！！

### ①消費税の申告は… 一般課税？ 簡易課税？

ご自身が、「一般課税」と「簡易課税」のどちらを選択  
しているか確認しておきましょう。

### ②中間納付税額は？

令和4年分の確定消費税額が48万円（地方消費税を含めた場合60万円）  
を越えた方は、「国税」と「地方税」の中間納付税額を確認して  
おきましょう。 ※税務署からの「確定申告のお知らせ」を必ずご持参ください。

①②は、税務署からの  
「確定申告のお知らせ」（ハガキ等）  
に記載されています。

### ③消費税率ごとの区分記帳・集計はお済みですか？

令和元年の10月から消費税の軽減税率制度が実施され、標準税率10%と軽減税率8%の  
複数税率となりました。また、令和5年10月からインボイス制度が施行されました。

消費税の申告をするには、税率ごとの区分記帳・集計が必要です。

インボイス制度に登録申請をされた方は、登録日から12月31日迄の期間の取引についての  
消費税の申告が必要となりますので、「適格請求書発行事業者の登録通知書」をご持参ください。  
また、「一般課税」で申告をされる場合は、令和5年10月1日以降の取引について、  
仕入や経費等の取引が適格請求書（インボイス番号の記載があるもの）かどうかを確認する必要があります。  
手書き記帳の方は、黄色の封筒に同封しております「税区分別集計表」をご利用ください！